



外来感染対策向上加算

感染対策室

いつもお世話になっております。先生方にはあまりなじみがありませんが、名古屋掖済会病院感染対策室です。普段は患者様・スタッフを感染から守る裏方の仕事を行う部署ですが、COVID騒ぎでちょっと目立っています。

今回は諸先生方に令和4年度診療報酬改定に伴って、「**外来感染対策向上加算**」が新設されましたので、少し解説させて頂き、取得に向けて掖済会病院としてお手伝い出来ることはないか、一緒に考えさせて頂きたいと思っております。

まず、先生の診療所が**①新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関であり、自治体のHPに公表されている事をご確認下さい。**

次に**②院内感染管理者**を決めます。医師、看護師などの医療有資格者であり、医療安全対策加算算定施設では、医療安全管理者と兼任はできません。

③当院または地域医師会が主催するカンファレンスに年2回参加をお願いします。「新興感染症の発生等を想定した訓練については少なくとも

も年1回以上参加していること」とあるため、当院で個人防護具の着脱訓練などの訓練を企画いたします。ご参加をお願いします。有事の際に必要な情報やその共有方法について事前に協議し記録することが必要な為、当院カンファレンスの際に議題とし議事録として提供する予定です。

④職員を対象とした研修を年2回以上開催する必要があります。外部研修会への参加ではいけないため、AMR臨床リファレンスセンターが公開している医療従事者向けの資料を活用することをお勧めします。

⑤感染対策マニュアルを準備する必要があります。参考に当院マニュアルを希望される先生はお申し出下さい。

院内に**⑥院内感染防止対策に関する取り組み事項を掲示**する必要があります。参考に当院の掲示物を掲載(裏面)させて頂いておりますので、貴院の状況に合わせて作成して下さい。

⑦地域のサーベイランスへの参加が必要です。地域のサーベイランスを紹介致します。また、抗生物質の使用に関して、抗微生物薬適正使用の手引きを参考に適正使用に取り組ん

でいただきますが、必要に応じて当院のASTチームがお手伝いさせて頂きます。

連携強化加算は当院へ**⑧感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について年4回以上報告**が必要です。報告書の書式例を当院で準備致しますので必要な先生はお申し出下さい。これで患者1人の外来診療につき月一回に限り10点を算定できることとなります。

感染対策は当院だけで出来るものではなく、耐性菌対策など、地域としての取り組みが重要です。今後も宜しくご指導の程お願い申し上げます。





外来感染対策向上加算 (6点)

1 新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関であり、自治体のHPに公表されている

2 院内感染管理者を決める
医師、看護師などの医療有資格者であり、医療安全対策加算算定施設では、医療安全管理者と兼任はできません。

3 当院または地域医師会が主催するカンファレンスに参加する (2回/年)
新興感染症の発生等を想定した訓練について、年1回以上参加が必要です。当院で個人防護具の着脱訓練などの訓練を企画します。
有事の際、必要な情報やその共有方法について事前に協議し記録することが必要です。当院カンファレンスの際に議題とし、議事録として提供予定です。

4 職員を対象とした研修を開催する
外部の研修会では不可。 (2回/年)
AMR臨床リファレンスセンター公開の医療従事者向け資料活用をお勧めします。

5 感染対策マニュアル作成
必要があれば、当院のマニュアルをご参考下さい。

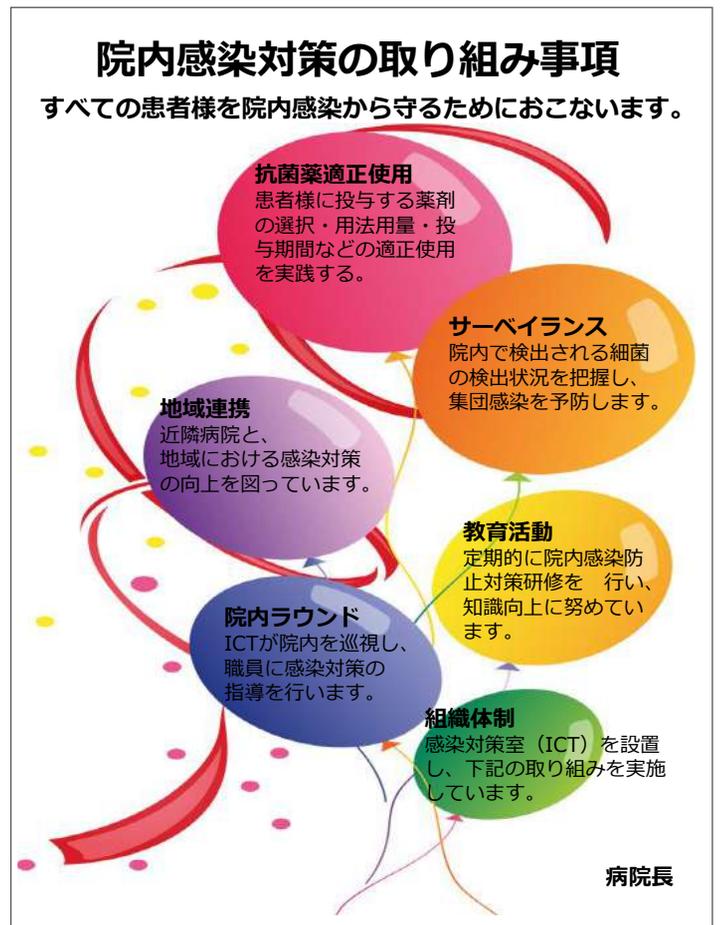
6 院内感染防止対策に関する取り組み事項掲示
参考に当院の掲示物を掲載させていただきます。貴院の状況に合わせて作成して下さい。

サーベイランス強化加算 (1点)

7 地域のサーベイランスに参加している
地域のサーベイランスを紹介いたします。抗生物質の使用に関しては、抗微生物薬適正使用の手引きを参考に適正使用に取り組んでいただきますが、必要に応じて当院のASTチームがお手伝いさせていただきます。

連携強化加算 (3点)

8 当院へ感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等についての報告 (4回/年)
報告書の書式例を当院で準備致します。必要な先生はお申し出下さい。



外来感染対策向上加算
届出に関するFAQページ →



閲覧にはパスワードが必要です。
外来感染対策向上加算 連携依頼をいただいた医療機関へ連絡しております。